

生活福祉委員会記録

○開催日時

令和3年6月25日 午前9時58分～午後1時39分

○開催場所

第3委員会室

○出席委員（9人）

委員長 帶田 裕達
副委員長 落口 久光
委員 瀬尾 和敬
委員 福田 俊一郎
委員 井上 勝博

委員 下園 政喜
委員 阿久根 憲造
委員 犬井 美香
委員 溝上 一樹

○その他の議員

議員 屋久 弘文
議員 坂口 正幸

議員 岩切 正之

○説明のための出席者

市民福祉部長 小柳津 賢一
市民課長 西田 光寛
環境課長 奥平 幸雄
保険年金課長 山元 茂
高齢・介護福祉課長 中俣 賢一郎
保護課長 新川 皇祐
子育て支援課長 遠矢 一星
医療福祉対策監 古里 洋一郎
市民健康課長 黒木 諭
障害・社会福祉課長 南 輝雄

税務課長 佐多 誠一

収納課長 山口 隆雄

消防局長 中村 真
消防総務課長 松下 直生
警防課長 濱田 浩
予防課長 石原 浩之
通信指令課長 坂口 勝彦

水道局長 今井 功司
経営管理課長 橋口 公男
上水道課長 永田 一朗
下水道課長 今村 淳一

○事務局職員

事務局長 道場 益男
議事調査課長 川畑 央

課長代理 前門 宏之
議事グループ員 芦谷 仁美

○審査事件等

付 託 事 件 名	所 管 課
議案第 5 7 号 財産の取得について 議案第 6 1 号 令和 3 年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)	消 防 総 務 課 警 防 課 予 防 課 通 信 指 令 課
議案第 6 1 号 令和 3 年度薩摩川内市一般会計補正予算 議案第 6 3 号 令和 3 年度薩摩川内市簡易水道事業会計補正予算 (所管事務調査)	経 営 管 理 課 上 水 道 課 下 水 道 課
議案第 6 1 号 令和 3 年度薩摩川内市一般会計補正予算 議案第 6 2 号 令和 3 年度薩摩川内市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正 予算 (所管事務調査)	市 民 健 康 課
議案第 6 6 号 令和 3 年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)	障 害 ・ 社 会 福 祉 課
議案第 6 5 号 薩摩川内市手数料条例の一部を改正する条例の制定について (所管事務調査)	市 民 課
(所管事務調査)	環 境 課
	保 険 年 金 課 (税 務 課)
	(収 納 課)
	高 齢 ・ 介 護 福 祉 課 保 護 課
議案第 6 1 号 令和 3 年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)	子 育 て 支 援 課

△開 会

○委員長（帯田裕達）ただいまから生活福祉委員会を開会します。

本日の委員会は、お手元に配付しております審査日程により審査を進めたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）御異議ありませんので、お手元に配付しております審査日程により審査を進めます。

ここで、傍聴の取扱いについて申し上げます。現在のところ傍聴の申出はありませんが、会議の途中で傍聴の申出がある場合は、委員長において随時許可します。

△消防局の審査

○委員長（帯田裕達）それでは、消防局の審査に入ります。

△議案第57号 財産の取得について

○委員長（帯田裕達）まず、議案第57号財産の取得についてを議題といたします。

当局に補足説明を求めます。

○消防総務課長（松下直生）議会資料の1ページを御覧ください。

財産の取得について、現在、薩摩川内市消防団川内南分団隈之城部に配備してあります消防ポンプ自動車の更新整備のため、財産を取得するものでございます。

財産の名称は消防ポンプ自動車で、数量は1台、取得価格及び取得の相手方については記載のとおりでございます。

（5）財産概要を御覧ください。

シャシは、消防用シャシで、ダブルキャブオーバー型、排気量は4,009cc、乗車定員は6名となっております。

その他としましては、主ポンプは2段バランスタービンポンプで、ポンプの性能はA-2級となっております。

納期につきましては、令和4年2月中旬を予定しております。

なお、写真は、昨年度更新配備した同型の消防ポンプ自動車となります。

○委員長（帯田裕達）ただいま当局の説明が

ありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（下園政喜）大変高価な車ではありますが、入札参加をされた業者は何社か。そして、その中には薩摩川内市の方が何社入っていらっしゃるのか。もう一つ、一番高かった業者の入札額は幾らだったのか、3点お聞きします。

○消防総務課長（松下直生）業者は7業者であります。うち1業者が市内の業者であります。

一番高かった金額は、税込み価格で2,442万円でございます。

○委員（下園政喜）大変高価な車ですので、大事に乗っていただくようにお願いします。

○委員長（帯田裕達）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）質疑は尽きたと認めます。

これより討論、採決を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）討論はないと認めます。

これより採決を行います。本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△議案第61号 令和3年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（帯田裕達）次は、議案第61号令和3年度薩摩川内市一般会計補正予算を議題とします。

当局に補足説明を求めます。

○消防総務課長（松下直生）予算に関する説明書（第4回補正）の28ページをお開きください。

1日常備消防費で、補正額1,131万2,000円の増額です。内容としましては右側説明欄を御覧ください。

備品購入費としまして、愛知県一宮市に在住の伊藤二作様から令和2年度に御寄附を受け、救急救命士訓練用資機材を購入し、救急救命士のスキ

ル向上を図るものです。

次に、林野火災等から島民の安全・安心な生活を確保するため、可搬型の組立て式消防用水槽2基を整備するものです。配備先は、上甌分駐所及び下甌分駐所を計画しております。

次に、4目非常備消防施設費では、補正額1,617万8,000円の増額です。内容としましては右側説明欄を御覧ください。

非常備消防車両等購入費として、里地域の消防団に配備しております小型動力ポンプ普通積載車2台の更新に伴う備品購入費のほか、備品購入に伴う普通旅費、無線機の載せ替え手数料等を措置したところです。

また、この事業と、さきに御説明いたしました可搬型組立て式消防用水槽は、県の特定離島ふるさとおこし推進事業による内示を受けて、事業の予算計上を行ったものです。

続きまして、歳入について御説明申し上げますので、13ページをお開きください。

17款県支出金2項県補助金7目消防費補助金1,344万7,000円で、特定離島ふるさとおこし推進事業補助金で、補助率は10分の8でございます。

○委員長（帯田裕達）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）質疑はないと認めます。ここで、本案の審査を一時中止します。

△所管事務調査

○委員長（帯田裕達）次に、所管事務調査を行います。

当局に説明を求めます。

○予防課長（石原浩之）それでは、私のほうから所管事務につきまして御説明いたしますので、委員会資料の3ページを御覧ください。

4の寄附金贈呈式についてでございますが、今年の3月に愛知県一宮市在住の伊藤氏から、救急救命士の能力向上と人材育成につなげてほしいということで1,000万円の寄附を頂き、感謝状の贈呈を行ったところでございます。

寄附金につきましては、伊藤氏の御意向に合わせて、今後、救急訓練用の資機材等の購入を行い

まして、救急救命士や職員の資質の向上を図り、救命率の向上に向けて努力していきたいというふうに考えております。

続きまして、5ページを御覧ください。

8の住宅用火災警報器普及啓発キャンペーンの実施についてでございます。

住宅用火災警報器につきましては、条例で全ての住宅に設置が義務づけられてから、今年の6月で10年が経過いたします。設置から10年が経過する機器につきましては、本体内部の電子部品の劣化、電池切れによりまして適切に作動しないことが考えられ、機器の点検と更新を推奨しています。

この設置から10年が経過する機器につきましては、全国的にも喫緊の課題となっているところでございまして、これを受けて、九州の消防本部が一斉に住宅用火災警報器の普及啓発キャンペーンを実施したところでございます。

この一環といたしまして、本消防局でも川内駅西口の大型ビジョンや防災行政無線等を活用いたしまして広報を実施したところでございます。

この住宅用火災警報器につきましては、自分や家族の生命、身体、財産を守るために大切な警報器となりますので、今後も引き続き自主防災組織の訓練指導やフェイスブック、ホームページ等を活用いたしまして、未設置の住宅には設置促進、設置から10年が経過した機器の対応につきまして、周知広報を図っていきたいというふうに考えております。

続きまして、9ページを御覧ください。

14の火災・救急の発生状況についてでございますが、(1)の表になりますが、5月末現在で、火災は14件発生いたしまして、対前年の10件の減となっております。救急につきましては1,645件で、13件の増となっているところでございます。

(1)の右側の小さい表になりますが、火災による死傷者でございます。今年は死傷者は1名も発生しておりません。

(2)から(5)までの地域別、月別の火災・救急の状況については記載のとおりでございますが、火災の種別では、昨年と比較いたしまして、建物火災が1件の増、林野火災が2件の減、車両火災が1件の減、枯れ草火災等のその他火災が

8件の減と、大幅に減少しているところでございます。

救急の種別では、急病、転院搬送、一般負傷が多数を占めているところでございます。

なお、(5)の表の下端に記載しておりますドクターヘリの要請につきまして、5月末までに42件要請いたしまして、昨年と比較いたしまして35件の減となっております。うち22件が、救急隊の到着後の判断、天候不良、重複要請等でキャンセルとなっているところでございます。

また、今月に入りまして、東郷町のほうで三重衝突の交通事故が発生いたしまして、ドクターヘリのほうが2機出場した事案もございました。

○委員長（帯田裕達） ただいま当局の説明がありましたが、これを含めて所管事務全般について、これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（井上勝博） 救急についてお尋ねしたいと思います。

コロナ禍で、救急で運ぶ人が人、病人がコロナに感染しているかどうかはすぐには分からないわけですね。救急隊員の感染を防ぐために、どのようなことを今されているのかお尋ねしたいと思います。

○警防課長（濱田 浩） 昨年から薩摩川内市のほうでもコロナの感染者があり、昨日までで58名の方が感染されているところでございますが、救急出動の際には、119番通報時に各種の聞き取りをいたします。県外への旅行であったり、あるいは県外から来られたり、そして発熱があるかないか、周りに感染をされた方がいらっしゃるかなどの聞き取りをした上で、救急隊はその状況を踏まえて、ほかの救急にしてもなんですが、十分な対策は取っています。

ただし、コロナの疑いがある場合には、特にマスクを通常使っているサージカルマスクからN95マスクに換えて出動して対応すると。医療機関に搬送した場合には、医療機関のほうで簡易検査を実施されますので、そこで陽性、感染がはっきりしますので、その後は車両消毒であったり、隊員の消毒であったりというところを徹底して感染対策を取っているところでございます。

○委員（井上勝博） 医療機関での簡易検査というのは、これは抗原検査かなんかなんでしょうか。

○警防課長（濱田 浩） 医療機関にもよりま

すが、抗原検査であったり、PCR検査であったりというところを実施していただいております。

○委員（井上勝博） 新型コロナの感染の場合、無症状の方がいらっしゃるということで、救急隊員が感染しても即発熱するとは限らないわけですね。本人が気づかない間に、また業務をされている間に、場合によっては救急患者さんに感染させるということも考えられるわけですね。

だから、万全の措置を取る必要があると思うんですが、救急隊員については、その検査というのはされていらっしゃるのでしょうか。

○警防課長（濱田 浩） 救急隊員については、十分な感染対策を徹底した上で、患者様の対応に当たっておりますので、濃厚接触という考え方には当たらないというところで検査対象にはなっておりません。

また、家庭の中でというところで、家族あるいは子どもたち、関係者に感染者が出た場合には、当然私的な濃厚接触ということで検査対象にはなるかとは考えますが、現時点で救急隊あるいは消防職員が、業務中において濃厚接触に該当するという判断の下に検査は実施されておりません。

申し訳ございません。昨年の救急の1件については、保健所のほうから濃厚接触には該当しませんが、念のためにやりましょうということで、PCR検査になったケースはありました。

○委員（井上勝博） 今のところは感染者が出ていないということで幸いだと思うんですが、ただ、例えば、九州電力ではPCR検査を行うと。県外からだったか、かなりの規模でやるというふうにもなっていますし、今回のオリンピックのベネズエラやアルゼンチンからの選手、関係者もPCR検査をやるというふうにして、PCR検査が有効であるということがはっきりしているからこそ、そういうことが広がっていると思うんです。

私は、これはぜひ考えていただきたい、検討していただきたいのは、そういう新規の救急患者さんを運ぶとき、やっぱり分からないわけですので、念のためにこの業務に携わる方々、少なくともそういう方々については、定期的に検査をするとかいうのを御検討いただくことができないかなんですが、どうでしょうか。

○消防局長（中村 真） ただいまの御質問にお答えいたします。

先ほど救急・消防の体制ということでは、課長のほうから説明があったとおりであります。これまでも保健所等を含めて、医師会を含めて、救急隊の対応というのは取ってきておりますので、御意見は頂きましたので、今後について、また関係機関と御要望のあった点、必要なかどうかというところを含めて、今後、関係機関と協議を進めてはみたいと思います。

○委員（下園政喜） 甌島の消防体制についてお聞きいたします。

今回、市といたしましては局をつくって、次長級を配置するという形で前向きに進んでいくように思いますが、橋がかかったことによって、消防隊に分駐所を何らかの形で統一するとか、そういう方針。

そしてもう一つは、消防出初め式が上と下で2回行われていますが、今回から1か所でもできるんじゃないかなというふうにも思ったりもしております。そういうところの方針をどのように考えていらっしゃるかお伺いします。

○消防局長（中村 真） 今議員のほうからも御質問いただきました。一般質問の中でも同じようなことで御要望も受けております。

消防局といたしましても、支所部分についての取扱いについて、今後具体的な検討を進めていかないといけないということもあります。橋がかかったということで、火災発生時、それから救急時の対応というのも、具体的なところも今進めてきております。今後、承りました御意見等踏まえて、いろいろな面から検討を進めまして、どういった体制が今後の甌島の体制に必要なのか。そしてまた、どういう体制を構築することがいいのかと、その辺も含めて今後検討をしていきたいというふうに考えております。

○委員（落口久光） 先ほどPCR検査の件が出ましたが、職員のワクチン接種について、今現状どのようになっているのかということと、そこら辺がまだ検討段階であれば、どのような考え方で今から進めていかれるのかというところの御意見を伺いたいと思います。

○警防課長（濱田 浩） 職員のワクチン接種については、県内でワクチン接種が開始された中、医療従事者への優先接種については、救急現場に出場する救急隊員等として、消防局職員も接種予

定とされているところです。救急救命士をはじめとした救急隊員を最優先に割り当てて、現在接種を行っております。

本日現在であります、1回目の接種が職員の145人、94%が終了しております。また、2回目接種については、95人の61%の職員が完了しており、最終的には来月の18日に接種対象者のワクチン接種が全て終わるという予定になっております。

○委員（井上勝博） 先ほどの質問の追加なんですけども、全国的にそういう救急患者に直接触れたりという方々で、検査を定期的にやっているというところはないんでしょうか。その辺の情報はありますか。

○警防課長（濱田 浩） 今議員のほうから全国的な調査の結果がないかということなんですが、私どもとしては、それについては把握しておりませんので、調査をして、改めて御回答をさせていただきたいと考えております。

○委員（溝上一樹） 勉強会だったり、訓練指導等を実施されていると思うんですけど、防災講話とか、これは定期的に行われているんですか、それとも要望があってから開催するとか。

○警防課長（濱田 浩） 消防局の訓練については消防局で計画をしておりますが、その他の事業所等からの消防訓練であったり、あるいは自治会等の自主防災訓練等については、申出があった中で、現在こういう状況ではございますが、コロナ対応を徹底して実施されるというところの申入れがあり、そしてまた、こちらから出向くことに関して問題はありませんかというところを確認しながら、各種訓練はこちらのほうから出向いて訓練指導等を行っている状況です。

○委員（溝上一樹） 訓練指導について、他の自治会の実施状況とか分かりますか。

○警防課長（濱田 浩） 令和2年度の数字にはなるんですが、昨年は44回の自主防災訓練が実施されており、実施率としましては8.1%、参加人員が480名ということで、対前年度からすると、数値的な部分は半分に落ち込んでいる状況です。

○委員（溝上一樹） もう一点、消防団員の人員について、どうしてもこの表を見ると、甌島の上甌中央、下甌北が2桁の不足ということで、前回

も聞いたんですけど、例えば上甌中央に関しては中甌・江石・平良地区、これは規制というか、中甌は何名、江石は何名、平良地区は何名という決まりがあるんですか。

○警防課長（濱田 浩）消防団員の定数につきましては、全数で1,329名ということで、それぞれの分団ごとに定数が決まっております。例えば里分団は60名、上甌中央分団は53名、浦内分団は29名ということで、その中で消防団員の方の入団されている実員ということで、定数の範囲内で割り振りがされていると考えております。

○委員（溝上一樹）ありがとうございます。地形的に里地区だったら、そんな集落も離れてないんで、どこの方が消防団に入っても立地的には問題ないと思うんですけど、上甌中央の江石とか、平良とかはちょっと離れたところで、なかなか多分過疎化が進んで若者がいない。そういう状況で、消防団の確保も当然難しくなるということで、この定数の変更というか、今後、そのような動きもあるんですか。

○警防課長（濱田 浩）現在、条例定数の見直しという部分では考えてはおりませんが、今後、少子高齢化であったり、団員の確保というところが非常に困難であれば、その人員の配分であったりとかというのは検討を消防団の幹部の方々としていかなければいけないのかなとは考えておりますが、現時点では定数を見直すとかというのは考えておりません。

○委員長（帯田裕達）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）質疑は尽きたと認めます。

以上で、消防局の審査を終わります。

△水道局の審査

○委員長（帯田裕達）次は、水道局の審査に入ります。

△議案第61号 令和3年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（帯田裕達）まず、審査を一時中止しておりました議案第61号を議題といたします。

当局に補足説明を求めます。

○経営管理課長（橋口公男）予算に関する説明書の36ページをお開きください。

13款2項1目公営企業費で、簡易水道事業会計において実施をいたします、特定離島ふるさとおこし推進事業に係る財政支援として、出資金の増額をお願いするものでございます。

○委員長（帯田裕達）ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）質疑はないと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

△議案第63号 令和3年度薩摩川内市簡易水道事業会計補正予算

○委員長（帯田裕達）次に、議案第63号令和3年度薩摩川内市簡易水道事業会計補正予算を議題といたします。

当局に補足説明を求めます。

○経営管理課長（橋口公男）別冊となっております、簡易水道事業会計予算書、予算に関する説明書の11ページをお願いいたします。

上の表になります。収益的収入で、1款2項6目1節消費税及び地方消費税還付金は、建設改良費の増額補正をお願いすることから還付金を増額するものであります。

次に、下の表になります。資本的収入及び支出は、特定離島ふるさとおこし推進事業の補助内示を受けたことから補正をお願いするものでございます。

収入では、1款1項1目1節企業債を老朽管更新事業等に係る財源確保のため増額し、2項1目1節一般会計出資金を財政支援分として増額し、7項1目1節県補助金は、補助内示を受けたことから新たに予算計上するものでございます。

12ページを御覧ください。

支出につきましては、1款1項1目改良費において、7節旅費及び11節備消耗品費を老朽管更新事業等に係る事務経費として増額をし、17節委託料は、来年度実施予定箇所の設計業務委託料を計上、25節工事請負費につきましては、老朽管更新事業等に係る増額をお願いするものでございます。

工事等の内容につきましては、この後、委員会

資料で上水道課長が説明をさせていただきたいと思います。

○上水道課長（永田一朗）私のほうから、今回補正の内容について説明いたします。

水道局委員会資料で御説明いたしますので、資料の1ページをお開きください。

まず、本年度、特定離島ふるさとおこし推進事業で実施する箇所と内容を記載し、右上には補正前後の予算内訳合計を表記しております。

上甑島の上甑町においては、平成29年度から同事業を活用し、老朽化した配水管の布設替え工事を実施してきております。

本年度は、中甑地区の2路線、合計で330メートルの配水管布設替えと併せて、本年10月予定の甑支所の組織見直しに伴い、4支所にある遠方監視装置を甑島振興局となる上甑支所への移設を予定しております。

次に、2ページを御覧ください。資料については、先ほどと同様に表記しております。

下甑島の下甑町においては、平成30年度から長浜地区の公共下水道整備に併せて、国庫補助金の生活基盤近代化事業を活用し、老朽化した配水管の布設替えと、県の補助の特定離島ふるさとおこし推進事業を活用し、飲用水施設整備として給水管の布設替えを実施してきております。

本年度は、丸枠で囲まれた長浜地区の50戸の飲用水施設整備工事と来年度実施予定箇所の設計委託業務を計画しております。

○委員長（帯田裕達）ただいま当局の説明がありました、これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（溝上一樹）上甑町の特定離島ふるさとおこし推進事業の工事の件で、この中の道は細い道路だと思うんですけど、これ水道管は道路の真ん中に入る予定ですか。

○上水道課長（永田一朗）今、この道路の真ん中に一応布設替えを予定しているところでございます。

○委員（溝上一樹）この路線は、甑島でも交通量の多い道路に隣接している細い道だと思うんですけど、また銀行とか、中津小学校とあるんですけど、もう既に何かしら工事の安全対策等は計画されておりますか。

○上水道課長（永田一朗）これから、6月補

正が承認いただいてから、早急に発注させていただいて、年度内で工事を完成させる予定で考えております。

発注して、受注した業者とその辺のことについてはまた、工事を発注、初期の段階で打合せ、協議しながら、交通安全対策については努めてまいりたいと考えております。

○委員（溝上一樹）ブロックと古い建物とあると思うんで、とても大変な工事だと思うんですけど、業者になるべく負担がかからないように、行政と一緒にいろいろ打合せ等充実してもらいながら、安全に工事を完了していただきたいと思いません。

○委員長（帯田裕達）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）質疑は尽きたと認めます。

これより討論、採決を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）討論はないと認めます。

これより採決を行います。本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△所管事務調査

○委員長（帯田裕達）次に、所管事務調査を行います。

当局から報告事項はありませんので、これより所管事務全般について御質疑願います。

○委員（井上勝博）老朽管の取替えを進めていると思うんですが、どういう、何を基準にすればいいか、私よく分かりませんが、老朽管を取り替えるのに、今まで進めてきて、何%ぐらい老朽管が取り替えられてきているんでしょうか。

○上水道課長（永田一朗）これまで、本土の水道事業、それと、あと甑のほうの簡易水道事業という形で、老朽化した水道管について布設替え等を行ってきております。

これまでの本土の水道事業については、平成

27年度に策定した水道施設事業計画に基づきまして、計画的な施設の更新、あと老朽管の布設替え、あと基幹管路の耐震化など、年間7億5,000万円投資して実施してきております。

令和2年度末現在でございますが、導水管、送水管、配水管の全体延長が約1,143キロメートルでございます。40年経過している老朽管の延長が、令和2年度末で約215キロメートルでございます。老朽管の更新につきましては、令和元年度については約10.4キロメートル、昨年度、約9.6キロメートル、本年度、約9.4キロメートルを予定しているところでございます。

今後も老朽管の布設替えについては、本土の水道事業については計画的に、令和2年度に策定しました、経営戦略の中で策定しました水道施設事業計画に基づいて、計画的に実施してまいりたいと考えております。

それと、あと甕島の簡易水道についてでございます。

甕島の簡易水道については、これまで国の補助事業である生活基盤近代化事業を活用しまして、老朽管の布設替えや施設の更新を実施してきております。それと併せて、県の補助事業であります特定離島ふるさとおこし推進事業を活用して整備してきているところでございます。

令和2年度末で把握できているデータとして、甕島地域の管の導水管、送水管、配水管を含めて全体延長が約147キロメートルでございます。そのうち40年経過している管、これを老朽管と定めておりますが、約27キロメートルでございます。老朽管の布設替えを、令和元年度について延長約2.4キロメートル、昨年度については約1.8キロメートル、本年度については、長浜の配水池の更新等もすること等から、延長短うございますが、約0.4キロメートル実施する予定でございます。

こういう形で、簡易水道事業につきましても、今後、国県の補助事業を活用しながら、老朽管の布設替え、あと基幹管路の耐震化及び施設の更新に努めていきたいという形で今現在やっているとでございます。

○委員（井上勝博） テレビを見ていましたら、新しい水道管が伸びたり縮んだり、どんなことがあっても折れないという、物すごい物が開発され

ているそうなんですけども。この水道管というのは、どんな物でも40年を過ぎたら老朽管ということで替えるものなののでしょうか。それとも水道管の品質によっては、これは60年とか、そんなものもあるのでしょうか。

○上水道課長（永田一郎） 厚生労働省が認定しているところの更新基準年というのが、今のところ40年ということでされておりますので、それに基づいてやっているということと、あと実質の管の種類の中では、まだもちますよという基準というのがございます。

今新しい更新を、今布設替えをやっている物については、既設のVP管、あとはポリエチレン管というものについては、ハイポリ管ということで、耐震管なんですけど、実質上は60年ももちますよと、そういう管で今布設替えを実施しているところでございます。

それと、あと铸铁管については、新しくまたダクタイル铸铁管で更新していくという形で、今更新作業というのを考えておりますので、あと40年たったらやらないといけないのかということだったりとか、優先順位の部分で考えている分については、年間7億5,000万円の費用でやっているわけなんですけど、こちらが今考えているのは、実質、老朽管でなくても、その地区ごとで漏水の箇所が多いという場所等もございます。

だから、昨年度、漏水が多い箇所等については、その延長、その箇所について次の年度計画して、経過はしてないんですけど、漏水の状況等が多いということ等で、皆さんに安全・安心な水を安定的に供給するということ等を考えると、その部分をやっていくという形で柔軟に対応しているところでございます。

○委員長（帯田裕達） ポイントを押さえた簡潔な説明を求めます。

○委員（犬井美香） 今の井上委員の発言の中にあったポリエチレン製の、多分恐らく同じテレビを見ていたのかなと思ったんですけども、積水化学が作っているエスロハイパーというもので、柔軟性とか、強度もあって、100年以上使用が可能であるというふうには報道されておりました。おまけに工事費が、1キロ当たり900万円ほど従来より安いというようなことも言われていたもので、今言われたように、いろいろ検討はされてい

るようですので、またこのような新しい情報というのも取り入れながらされると経費節減にもなっていくのかなと思いますので、またよろしく願いいたします。情報です。

○委員長（帯田裕達）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）質疑は尽きたと認めます。

以上で、水道局の審査を終わります。

△市民健康課の審査

○委員長（帯田裕達）次は、市民健康課の審査に入ります。

△議案第61号 令和3年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（帯田裕達）まず、審査を一時中止しておりました議案第61号を議題といたします。

当局に補足説明を求めます。

○市民健康課長（黒木 諭）歳出予算について説明いたしますので、予算に関する説明書の22ページを御覧ください。

4款1項1目保健衛生総務費、事項地域医療対策費409万4,000円の増額は、県の特定離島ふるさとおこし推進事業の内示を受けまして、国民健康保険直営診療施設勘定特別会計の増額に伴う一般会計からの繰出金の増額補正であります。

○委員長（帯田裕達）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）質疑はないと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

△議案第62号 令和3年度薩摩川内市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算

○委員長（帯田裕達）次に、議案第62号令和3年度薩摩川内市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算を議題といたします。

当局に補足説明を求めます。

○市民健康課長（黒木 諭）歳出予算から御説明いたしますので、同じく47ページを御覧ください。

2款1項1目事項、医療用機械器具費2,046万8,000円の増額は、特定離島ふるさとおこし推進事業の内示に伴いまして、上甕診療所、それから手打診療所の超音波画像診断装置など医療機器の整備に係る増額補正であります。

続きまして、歳入予算について説明いたします。45ページを御覧ください。

4款1項1目施設整備補助金、特定離島ふるさとおこし推進事業補助金1,637万4,000円は、県の内示に伴いまして、県補助金を増額補正するものであります。

次に、46ページを御覧ください。

7款1項1目一般会計繰入金409万4,000円は、先ほど説明しました特別会計の歳出に係る一般会計からの繰入金を増額補正するものであります。

○委員長（帯田裕達）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）質疑はないと認めます。

これより討論、採決を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）討論はないと認めます。

これより採決を行います。本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△所管事務調査

○委員長（帯田裕達）次に、所管事務調査を行います。

当局に説明を求めます。

○医療福祉対策監（古里洋一郎）委員長、すみません。ワクチン接種の状況の資料の配付をさせてもらってよろしいでしょうか。

○委員長（帯田裕達）はい、どうぞ。

〔資料配付〕

○医療福祉対策監（古里洋一郎）急な配付で申し訳ございません。

ワクチン接種の現状を資料に基づいて説明させていただきたいと思います。資料のほうを御覧ください。

まず1番目に、高齢者の集団接種の状況を記載してございます。こちらのほうには5日分の9会場でございます。川内保健センター、6月16日の水曜日につきましては、入来文化ホールがほか1会場でございます。6月20日のほか2会場は、東郷の保健センターと樋脇公民館でございます。23日のほか1会場は樋脇公民館でございます。5日間で2,610名、1会場当たり平均で290名接種を行っているところでございます。

現在、昨日も集団接種を行いまして、また明日以降、9会場で全体的に現在5,000人程度予約がある状況でございます。

次に、2番目の接種実績でございますが、6月23日現在で、医療従事者のほうが、こちらにあります3,989名ということで97.9%。1回目は、ほぼ希望される方については終了していると見込まれておりますが、2回目がまだ少し残っている状況でございます。

次に、2番目の65歳以上の高齢者でございますが、1回目が1万6,886名で53.2%でございます。2回目が6,796人で21.4%でございます。57の医療機関、あと集団接種で、高齢者の方、希望される方は順次今接種を行っているところでございます。

次に、3番目の高齢者施設等従事者でございますが、こちらに記載してある人数の接種状況でございます。

次に、3番目の64歳以下の接種計画（案）でございます。

1番目に接種計画がございますが、上のほうに書いてありますとおり、28日、来週の月曜日にワクチン接種調整会議、医師会の方、薬剤師会、歯科医師会等々の関係機関の方の調整会議において、具体的な詳細な日程等については決定させていただきたいと思っております。

こちらについては、市長のほうも本会議の中で少し答弁させていただいておりますが、1番目のほうに基礎疾患、障害者施設入所者・従事者、60から64ということで、7月上旬を予定しております。

以下、10歳ごとに順次、8月中旬までの期間

を予定して、接種券のほうを発送する予定でございます。

なお、米印ありますが、甑島地域につきましては、7月上旬に一括送付する予定でございます。

2番目に集団接種会場がございますが、現在と同じく、イのほうですが、川内保健センター等を中心に計画をまたしていきたいと思っております。

アのほうが大きな会場ということで、純心女子大学などの大会場を7月下旬から実施に向けて、今医師会等との調整をしているところでございます。

最後に、記載してございませんが、先日報告させていただきましたが、東京オリンピック事前キャンプ受入れ関係者約40名、本市の対策本部会議の中で予防接種実施計画の優先順位に追加して、現在接種をしているということを報告させていただきたいと思います。

○委員長（帯田裕達）ただいま当局の説明がありましたが、これを含めて所管事務全般について、これより質疑に入ります。

○委員（阿久根憲造）今資料見させていただきました。接種実績、高齢者については、6月23日の国のパーセント、6月24日の鹿児島県のパーセント、どちらも上回っていて、非常にありがたいと思います。

今後なんですけど、報道等でワクチンが足りなくなってきたというふうなうわさを聞いております。薩摩川内市の保有状況とか、これから確保できる見通しなどをお聞かせいただければと思うんですが。

○医療福祉対策監（古里洋一郎）おっしゃるとおり、今報道関係で特に大規模接種のモデルナとか、かなり厳しくなっているという報道がございます。今、本市に第8クールでワクチンのほうが供給されておまして、これが6月の下旬までに供給されている分でございますが、これ高齢者の分でございます。

高齢者の分につきましては、現在、約6万2,000回分、人数で言いますと3万1,000人、一応は対象者全員分の高齢者については供給されている状況でございます。

ただ、今後の一般分でございますが、調整会議等でまた報告もさせていただくんですが、第9、第10クールという形で要望がございまして、第

9クールについては6箱とかいう形で来ています。7月の下旬の分につきまして、要望の段階でございまして、本市としても一般の分について、大会場での接種ができるような形で要望しているところでございますが、少し県全体でどれだけ来るかまだ見通せない状況でございますが、これは強く県のほうには、一般分も順調にできるように要望してまいりたいと思っております。

今のところは、7月以降の大会場でのワクチンの供給というのは大丈夫だと思いますが、それ以降については、ちょっと私どももまだ見通せない状況でございます。

○委員（阿久根憲造） ありがとうございます。市のほうで基礎疾患を持つ64歳以下の方への案内等発出されたところで、ちょっとPRが不十分かなという気はしないではないんですけど、今後、ワクチンが足りるのか足りないのかというような状況もあるので、ここについては非常に判断が難しいかなと思うんですけど、引き続きワクチンの確保に努めていただきたいと思います。

○委員（井上勝博） ワクチンの効果について、2回目を接種した後、2週間後がかなりの方が抗体を持っていっぱやというデータがあるということですが、1回目で抗体を持つという方というのは、どの程度出てくるんだろうかなと思うんですが、その辺についてはどのように言われているのでしょうか。

○医療福祉対策監（古里洋一郎） 1回目の接種のファイザー社の――今ファイザー社を使っておりますが、1回目接種した後の1週間から2週間についての抗体というのが、私、70%から80%の効果があるというふうに聞いております。2回目は、おっしゃるとおり、2回目接種して1週間から2週間で95%、ファイザー社についてはというふうに記載してございます。

○委員（井上勝博） 製造しているワクチンによって、かなりばらつきがあると。私がネットでちょこっと調べたところでは、1回目だけでほとんど抗体をつくっている人はいないけれど、2回目以降、やっと抗体ができていくという、そういうデータもあるみたいなんですけど、その辺は。

というのは、日本人関係者の、アルゼンチンとベネズエラの選手団を迎える関係の日本人が40人いらっしゃるわけですが、このワク

チン接種を今から始めて、3週間といたらもう直前になると。それで、1回目、だから、今おっしゃっているのは、10人だったら7人から8人だから、28人までは抗体を持っているということになるけれども、それ以外の方は抗体を持っていないということもあり得るわけですね。その辺はどうなのでしょう。

○医療福祉対策監（古里洋一郎） 事前キャンプの関係者の方々については、今週の火曜日から接種を始めているところで、2回目につきましては7月11日の週になるというふうに計画しております。

ただ、キャンプのほうは7月9日からでございますので、2回目の接種で95%の効果の方もいらっしゃると思いますが、最低1回目接種の、先ほど言いました70%から80%の抗体はできているというふうに確認はしているところでございます。

○委員（井上勝博） 要は抗体を持っている人、持っていない人というのが出てくるということは、出てくるんじゃないんですか。70%から80%というのは、抗体を持っている人が70%、80%、そういうことじゃないんですか、それとも一人の人間に抗体が70%から80%あるということなんですか。その辺の確認。

○医療福祉対策監（古里洋一郎） ただ、個人差というのは当然ございます。ただ、今一般的に言われているのが、一人一人に平均的に70%から80%の抗体を持つということですので、当然個人差がありますので、今そういう形で平均的な数字で言えば、そういう70%から80%ということでございます。

○委員（福田俊一郎） 職員の皆さんをはじめ関係者の御尽力で、現在順調にワクチン接種が実施されておりますけれども、その御努力に対しましてねぎらいたいと思います。

2点ほどお尋ねしたいと思います。

まず1点目ですけれども、市役所の職域接種についてお尋ねをいたします。

市役所には、本庁をはじめ、それぞれの支所へ多くの市民の方々が来られ、職員の皆様も、そして接触する機会が多いわけでありまして、以前から感染のおそれが潜んでいるということを十分に承知されているところであります。

そこで、順調にワクチン接種の事務事業が進ん

でいる中で、職域接種が21日から始まりましたので、市役所においても早急に職域接種の対応に自ら取り組む必要があると考えておりますけれども、どのような方針をお持ちかお尋ねいたします。

2点目ですけれども、一昨日の23日、94歳の男性一人がモデルナ製のワクチンの接種後に、事例として初めて死亡したということを厚生労働省が公表をしたところであります。ファイザー製でも、これまでに20歳から100歳代の多くの方々が接種後死亡したと報告がなされております。接種との因果関係については、随時評価がなされていると。そういう評価があるということであり、評価の対象とみなされれば、国の予防接種健康被害救済制度が適用されるということになります。

たまたま今朝の地元新聞にも、こういった死亡と接種との関係の記事等も記載されておったわけでありまして、質問であります、こういったことに係る本市での状況と、あとワクチン接種後に死亡が確認された際の因果関係の評価はどのような手続、あるいは仕組みになっているのかをお示しいただきたいと思っております。

○医療福祉対策監（古里洋一郎） まず1点でございます。市役所職員の職域接種は考えられないかということでございますが。

現在、少し状況を報告させていただきますが、今市役所職員につきましては、職員の中で医療従事者等としまして、まず甕等の診療所の職員、あと先ほど出ていたと思いますが、消防局の救急搬送等の職員、あと集団接種会場等で問診等を行う医療スタッフ等の接種、こちらのほうは優先として実施しているところでございます。

ただ、委員がおっしゃる、いろんな窓口とかございますので、不特定多数の方と接する機会の多いところについては、優先的な接種というのは必要だとは私も感じているところでございます。

ただ、現時点では、市役所全体での職域接種の実施は考えていないところなんですけど、特に国としまして、今日、昨日ですか、急速に職域接種が拡大して、ワクチンの不足が懸念されるということで、新規受付を今一時休止されております。今後、先ほどありましたワクチンの供給、あと職域接種の受付のまた再開等がございましたら、少

し積極的に市役所職員での接種というの、関係部署と連携して検討していきたいと考えているところでございます。

あと、2点目のもし副反応等により死亡等をした場合の対応なんですけど、現在、実際に大きなそういう健康被害というのは本市では、今2万件ほどあるんですけど、報告は受けておりません。

ただ、もし健康被害等、死亡等も含めて受けた場合には、当然市のほうに申請していただきまして、市におきまして予防接種健康被害調査委員会、こちらのほうを設置するようになっております。これは、専門的な知識を有する委員、医師会とか、いろんな方で構成する委員会でございます、その接種との因果関係を調査しまして、その内容を最終的には国、厚生労働省のほうに進達しまして、さらに国のほうで専門分野の認定審査会というのを開催されて審査されて、そして認定か否認の結果、こちらのほうを市のほうに報告されるという流れになっております。

なお、認定されれば、市のほうからの救済支給といういろんな補填というのが出るということになっております。

○委員（福田俊一郎） 分かりました。

まず、1点目の職域接種については、供給量次第、あるいはまた、国のそういった方針によってというような話でしたけれども、おっしゃるとおり窓口もなんなんですけれども、農林水産あるいは建設関係も現場に行って、現場の市民の方々、あるいは市民じゃない、もしくは市外から来られた方々ともいろんな協議をされるといった状況等もありますので、そういった方がどこでそういう感染する可能性もあるかもしれませんので、できるだけ集団接種をしておいていただいたほうがいいのかなど。今後、市役所でクラスターが発生すると、閉庁に追い込まれて、それこそ市民サービスの大きな低下になってしまうので、ぜひ積極的にそこは御検討いただきたいと思います。

○委員（落口久光） 職域接種の件、今ワクチンの不足が言われているということで、それ待ちだと思いますけれども、いろんなところから、特に立派な事業者とかも出てくるとも思いますので、そこら辺は正しい情報と一緒に真摯に対応したいと思います。

あと、もう一方、今回、接種年齢が12歳まで

引き下げられたということで、12歳から19歳未満の若年層への接種について、今大体どのように考えられているか。接種券の配付と予約開始は頂いた資料で分かるんですが、その具体的な中身について、もし分かりましたらお願いいたします。

○医療福祉対策監（古里洋一郎） 12歳から19歳の、この6区分のところでございますが、実は6月22日に文部科学省のほうと厚生労働省のほうから事務連絡が来ておりました。これは、生徒、学校等のことなんですが、学校集団接種については推奨は今していないということと、当然保護者に丁寧な情報提供を行い、保護者の同意を得ることということでございます。

今のところ8月中旬で、今こちらのほうで資料のほうにはお示しさせていただいているんですが、教育委員会あるいは医師会等と協議をする中では、少し夏休みの期間でもできるような形の時期もいんじゃないかという意見もございます。

これにつきましては、先ほど申しました28日の調整会議の中で御意見を賜りまして、時期等については、最終的な日にちも含めて決定していきたいと思っておりますが、今のところは個別接種で、12歳から19歳についても個別接種で、保護者の判断において、希望される方については実施していただきたいというふうに考えております。

○委員（落口久光） 今、欧米を中心に若年層の接種も始まりつつあって、ちらほらいろんな実態が出てきていると思いますので、まずその情報をちゃんと集約して、親御さんに正しい情報をまず伝えていただきたいというのが一つと。

気になるのが、接種量が今多分、男性も女性も大人も子どもも同じという認識で私はいるんですが。そのときにちょっと気になったのが、お子さんに大人と同じ量を本当に打っていいのかというのが非常に気になっていまして。厚生労働省もまだ判断をしかねているところかなと思うんですが、今のうちに厚生労働省にも確認いただいて、問合せと、本当にいいかどうかを強く確認していただきたいなと。

というのは、お子様になりますと、特に自己免疫が非常に高いですから、副反応が過剰に出るという話をされる医師の方々もいらっしゃるという話を聞くもんですから、適正量を、本当に大丈夫かどうかというのを、いま一度真剣に議論いただ

きたいということを強く要望したいと思います。よろしくお願いいたします。

○医療福祉対策監（古里洋一郎） 今副委員長の意向を聞きましたけど、この前の通知の中に、児童生徒への接種に関する見解とか、予防接種ストレス関連反応とか、少し資料というか、見解についての情報提供について提言とかありますので、私どももこちらについてはまた見て、あと関係機関と調査していきながら、副反応等も気をつけながら進めてまいりたいと思います。

○委員（瀬尾和敬） 単刀直入に聞きますけど、田中市長はワクチンを接種されましたか。

○医療福祉対策監（古里洋一郎） 市長のほうは、6月14日に接種券を配付、送付しておりますので、6月14日がちょうど年齢的にその日でしたので、65歳から69歳の。それを基に1回目の接種はかかりつけでされているということですので。

○委員（瀬尾和敬） 市長は、コロナのワクチン接種が始まった頃、あるところの自治体で首長が先にやったとかいって問題になりましたけど、私は、こうやって最高指揮を取るべき立場の人というのは真っ先にコロナワクチンを接種して、そしてしっかりとしたコロナの対策を練る立場になるべきだと、私は常々思っておったんですが、我々と同じような状況で市長もされるということですか。できれば早めに打ってもらって、今後、海外の方との接触とか、いろんながあるわけでしょう。我々以上にそういう立場に置かれる人ですから、早く打ってもらいたいと思いますけど、対策監どうですか。

○医療福祉対策監（古里洋一郎） 市長の御意向は、一市民も年齢で待っている方もいらっしゃるということで、同じ立場の年齢の区分で接種するという意向でございましたので、同じ年齢層での接種の時期になりました。

○委員（井上勝博） 一般質問の本会議の中で、検査をお願いした、もっと検査をすべきなんじゃないかと。特に医療機関、高齢者、障害者施設、クラスターが発生すると大変なことになるというのが、この間も出水市の病院でも起こったことですのでね。と言ったら、医療従事者の負担が重くなるとおっしゃるんですよね。そういう答弁をされるんだけれども、そういう問題なのかなと思う

んですよ。

例えば今回、ベネズエラ、アルゼンチン、毎日PCR検査をやるけれども、医療従事者の負担が増えるんですか、そこら辺確認したいんですけど。

○医療福祉対策監（古里洋一郎） 井上委員がおっしゃったのは、無症状者も含めて全市民にということで、かなりの人数もございます。

ただ、この前もお話させていただいたんですけど、高齢者施設等の入所者と従事者を、優先して今名簿を出していただいて、ワクチン接種を進めているところでございまして、障害者施設につきましても今回優先という形で、7月上旬から接種を始めるということです。そちらのほうのワクチン接種のほうに力を入れていきたいというふうな回答をしたところでございました。

事前キャンプについては、人数ということではないと思いますけども、約40人という形での接種を今医療機関のほうにお願いしているところとございまして、少し無症状者の全市民というのは、また少し負担が違のかなというふうに感じているところです。

○委員（井上勝博） 無症状者全部しなさいということを要求しているんじゃないんです。そうじゃなくて、新型コロナの場合は無症状の方が多いというのが特徴でしょう。だから、無症状の感染された方を早く見つけるという対策が必要なんじゃないでしょうかということを私はずっと言っているんですよ。全員やるなんていうことを言っていないんです。

だから、そういう点で、例えばリスクの高い医療機関とか、そういったところの定期的な検査とか、新規入院患者とか、そういった方々のPCR検査とか、また、自分でもちょっと心配だなと、よそに行って、かかってきやしないかなという方が、指宿市とかみたいに補助金をもらって検査をするとか、そういうことができないんですかと言っているのに、医療従事者の負担が重くなるとおっしゃるんです。

だけど、現実にはPCR検査は、今度、原発の九電の従業員もされるんですよ。それは民間に委託するわけですよ。だから、医療従事者の負担にならないんですよ。その辺について、何か食い違ふんですよ。医療従事者の負担にならないでしょう。その辺確認したいんですけど。

○医療福祉対策監（古里洋一郎） 先ほど言いました医療機関とか、高齢者施設の入所者とか、従事者ということでございますけれども、先ほど申しました医療従事者につきましては、今接種者が90%を超えております。実は高齢者施設の入所者、従事者につきましても、かなり接種のほうが進んでおりまして、80%、90%を超えている状況でございまして、できれば全員をPCR検査するというよりも、できるだけ医療機関の方々にワクチンの接種のほうを努めてもらって、ワクチン接種率を高めていきたいというふうに考えているという答弁のつもりでございました。

○委員（井上勝博） 出水市の医療センターは、ワクチン接種は従事者はほとんど終わっているというふうに聞いて、そこであの40人という感染者が出ていますよ。だから、そういうワクチンだけを頼っていたんでは、やっぱりそういう危険があるということを指摘しているわけでありまして、もうちょっと考えていただきたいと。

○委員（犬井美香） ワクチン関連ではないんですけども、昨年度完了予定だった手打の医師用住宅の件なんですけれども、工事の途中で少しミスが発覚して、今年度に繰越しされたという記憶なんです。もう工事は完了されたんでしょうか。

○市民健康課長（黒木 諭） 御質問の手打の医師住宅につきましては、繰越しを認めていただきまして、今現在工事をしております。6月末ぐらいに完成して、7月半ばぐらいまでには完了まで終わって、その後入居をしていただく予定としております。

○委員（犬井美香） ありがとうございます。また別の質問なんですけど、昨年来のコロナ禍において、乳幼児健診等もかなり感染防止対策など御苦労されていらっしゃると思います。

そこで、今現在どのような対応をされて健診されているのか。また、受診率などに変化があったかどうかをお聞かせください。

○市民健康課長（黒木 諭） 乳幼児等の健診については、命を守るという視点から中止とか、延期とかできないということで、本市におきましては計画どおりまず進めている。

実施に当たりましては、密にならないというのを一番に考えて、時間での予約等々をしたり、あと、これまで食事を実際こちらから離乳食分を提

供したりとかしていたんですけど、そういう感染リスクが高いものはやめたりという工夫をしながらやっております、実際の受診率については、令和2年を見ますと若干増えているぐらいの感じで、決してコロナ禍による大きな減というのはないところでございます。

○委員（犬井美香）安心いたしました。皆さん、時間も短く、対応もされながら、工夫してされているということはお聞きしています。

今後、よかった点、悪かった点、本当にあると思うんですけど、今までの健診とすると時間がぐっと短くなって、母子の負担というのは軽くなったというお母さんたちもいらっしゃったし、一方返せば、相談とか、じっくりする時間というのがなかなか今は取りづらかったり、個別対応もされていると思うんですけど、取りづらかったりといって、そういう面でフォロー対象者が少し漏れてしまったりという心配もちょっとあるんですけれども、コロナ収束後の健診の在り方など、何か今の時点でお考えがあるかお尋ねします。

○市民健康課長（黒木 諭）おっしゃるとおり、コロナ禍ということで時間の短さというのも出てくるとは思いますが、そこにおいては、中身を効率よく聞き取りをするということと、あと健診時だけではなく、その時点で気になった方等々については、それ以外の個別による相談とか、そういった場につなげていくといったことに力を入れていきたいと考えております。

○委員（犬井美香）今も本当に業務が忙しい中だとは思いますが、このコロナ禍で少し健診のスリム化ではないんですけれども、無駄ではないですけど、これまでやっていて、意外とこうじゃなくてもよかったなというところも見えてくると思いますので、今後、コロナの収束に向かっても、どんな健診の在り方があるかというのはまた検討していただけたらと思います。

○委員長（帯田裕達）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）質疑は尽きたと認めます。

以上で、市民健康課の審査を終わります。

△障害・社会福祉課の審査

○委員長（帯田裕達）次は、障害・社会福祉

課の審査に入ります。

△議案第66号 令和3年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（帯田裕達）まず、議案第66号令和3年度薩摩川内市一般会計補正予算を議題いたします。

当局に補足説明を求めます。

○障害・社会福祉課長（南 輝雄）それでは、第6回補正を説明いたします。

歳出から説明いたしますので、第6回補正予算書の9ページをお開きください。

3款1項1目事項生活困窮者自立支援事業費は、社会福祉協議会緊急生活支援金補助金及び補助事業扶助費であります。詳細には後ほど委員会資料で説明いたします。

続きまして、歳入を説明いたします、戻っていただいて7ページをお願いしたいと思います。2段目でございます。

16款2項2目1節社会福祉費補助金は、新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金で、先ほどの扶助費の財源で補助率は10分の10でございます。

次に、生活福祉委員会資料で説明します。市民福祉部の委員会資料の2ページをお開きください。

新型コロナに係る生活困窮者の支援制度を整理したものでございますが、左側が現在の支援制度です。社会福祉協議会が窓口となっている制度で、緊急小口資金、総合支援資金のいわゆる特例貸付は、合計で最大200万円の貸付制度となっております。

下のほうにあります緊急生活支援金は、この特例貸付が行われました方に対して、最大10万円の現金給付を行うもので、市独自の制度となっており、事業を行う社会福祉協議会に補助して実施しているところでございます。

上のほうの特例貸付は期限が定められておりまして、これまで幾度かの延長がなされ、現在6月末までの制度となっておりますが、このたび8月末までの延長となったことから、下のほうの市で独自で行っております緊急生活支援金についても延長する必要があり、今回500万円の補正をお願いしているものでございます。

また、特例貸付につきましては、先ほども言い

ましたが最大200万円ということで、この限度額に達していられる方も出てきているということから、今回新たな支援策が示されたところでございます。

これは右側の生活困窮者自立支援金でございます。これは、限度額に達した方などを対象に、資料にあります収入要件、金融資産要件を満たす方に対して、ハローワークへの求職活動または生活保護の申請を行った場合に、3か月で最大30万円の現金給付を行うもので、8月末までが申請期限となっております。

この制度は、就労による自立を図る、またはそれが困難な場合に円滑に生活保護の受給へつなげるために支給されるもので、対象者は18人ほどを見込んでおりまして、480万円の予算をお願いしているところでございます。

○委員長（帯田裕達） ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達） 質疑はないと認めます。

以上で、議案第66号令和3年度薩摩川内市一般会計補正予算のうち、本委員会付託分について質疑が全て終了しましたが、本案の討論、採決については、議案第61号の討論、採決後に行います。

それでは、ここで、議案第66号の審査を一時中止します。

△所管事務調査

○委員長（帯田裕達） 次に、所管事務調査を行います。

当局に説明を求めます。

○障害・社会福祉課長（南 輝雄） 委員会資料の3ページをお開きください。

災害り災援護措置に係ります見舞金制度の改正について報告をいたします。

昨年の豪雨災害では、床上浸水以上の方に本措置による見舞金を35件支給しているところでございますが、昨年の議会での質問がありましたように、見舞金制度に対しましては様々な要望がございました。

そうした中で、県内他市の状況や、昨年の豪雨災害の被災状況を参考に制度を今回見直したとこ

ろでございます。

その内容ですが、まず大雨災害につきまして、床上浸水は、家財の被害だけでなく、床や床下の補修もあり被害が大きかったことや他市の状況を参考に、1万円を引上げ3万円としました。

また、床下浸水につきましては、これまで見舞金がありませんでしたが、床下に土砂が流入して被害が大きくなっていることがありましたので、県内他市ではそういった制度はありませんでしたが、本市では土砂を除去した場合に限り1万円を支給することとしました。

以上が大雨災害の分ですが、次に、この制度は火災もでございます。

火災における見舞金ですが、これまで火災で直接被害があった方のみの見舞金の支給でございましたが、消火活動におきまして、放水により隣接の家屋に浸水があり、床上浸水と同様な被害を受けるケースがございました。そうしたことから、持家1万円、借家5,000円の見舞金を支給することとしました。

こうした改正により、改正後の制度概要は下のほうの表に整理してあるところでございます。

なお、このほかにも様々な御要望がありましたが、住家に関する見舞金制度であることや財源など総合的に判断し、今回の改正となったところで

○委員長（帯田裕達） ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（犬井美香） 重度心身障害者の医療費助成申請書があると思うんですけども、それについてお尋ねします。1度、担当課に行ってお聞きしたんですけども、ちょっと利用者とのそごが生じているので確認です。

この申請書類を対象家庭に送付しているというのはお聞きしたんですけども、何枚ずつ送付しているのかというのをまず教えてください。

○障害・社会福祉課長（南 輝雄） 病院にかかったときに書いてもらう申請書のことということでよろしいですかね。

具体のほう今把握しておりませんので、後ほどその分はお答えさせていただきたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

○委員（犬井美香） あわせて、受給資格とか、

対象者の名前というのは、もう分かっていらっしゃると思うので、現在、全てを保護者の方が書いて病院に出してということをしていて、何枚も書いてからコピーをして使用したりという現状はあるみたいなんですけれども、この受給資格者番号とか、対象者の名前とか生年月日とかというのは、多分パソコン上に入っていると思うので、そういうものの印字したものを送付できないかというののちょっと併せて教えていただけるといいかなと思いますので、それを後ほど構いませんので、はい、すみません。

○障害・社会福祉課長（南 輝雄）その点も含めて確認、検討させていただきたいと思います。

○委員長（帯田裕達）その報告は、今日中にできますか、委員会が開かれている間に。

○障害・社会福祉課長（南 輝雄）はい。後ほど、速やかに確認しましてお答えします。

○委員長（帯田裕達）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）質疑は尽きたと認めます。

以上で、障害・社会福祉課の審査を終わります。

△市民課の審査

○委員長（帯田裕達）次は、市民課の審査に入ります。

△議案第65号 薩摩川内市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長（帯田裕達）まず、議案第65号薩摩川内市手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局に補足説明を求めます。

○市民課長（西田光寛）それでは、議会資料のほうで説明をいたします。

概要のほうを御覧ください。

今回の改正は、国のデジタル庁の発足に伴い、関係法令の整備を行うもので、個人番号カードの発行及び徴収事務の主体が市町村から地方公共団体情報システム機構からの受託事務へと位置づけが変わるため、手数料条例中の個人番号カードの再発行手数料に関する規定を削除するとともに、必要な規定の整備を行うものです。

施行期日は、令和3年9月1日となります。

○委員長（帯田裕達）ただいま当局の説明がありました、これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（井上勝博）今、再発行について手数料をなくすというふうに聞いたんですが、言わばそういう個人番号カードのこの促進普及のためというふうに考えてよろしいわけですか。

○市民課長（西田光寛）手数料条例を今回廃止するのは、あくまでもこの事務の主体が市町村から、先ほど申しました地方公共団体情報システム機構のほうに移行するために市町村の条例自体を廃止するというものでございます。

再発行に関する手数料につきましては、現在の額と同等の金額を地方公共団体情報システム機構のほうで市町村を通じて今後は徴収するというシステムに変わることとございます。

○委員（井上勝博）システムが変わると。市民から見て、このシステムが変わることによってどういう影響が出てくるかというのを。

○市民課長（西田光寛）ほとんど変更はございません。

○委員長（帯田裕達）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）質疑は尽きたと認めます。

これより討論、採決を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）討論はないと認めます。

これより採決を行います。本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△所管事務調査

○委員長（帯田裕達）次に、所管事務調査を行います。

当局から報告事項はありませんので、これより所管事務全般について質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（下園政喜）今回の本会議におきまして、

自治会への質問が多く集中していましたが、この自治会に未加入者の把握ということで、市の職員の方で未加入の方を把握されていますか。

○市民課長（西田光寛） その件につきましては、市民課のほうでは把握しておりません。総務課か地域政策課か、どちらかのほうだと思います。すみません。

○委員長（帯田裕達） どちらですか。

○市民課長（西田光寛） 地域政策課だそうです。

○委員長（帯田裕達） 地域政策課ですね。

○市民課長（西田光寛） はい。

○委員長（帯田裕達） じゃ、下園委員、地域政策課に行って聞いてください。

○委員（下園政喜） はい。

○委員（落口久光） 昨日の総務文教委員会の中で、印鑑廃止の件の質問が行革であったんですが、そのときの答弁の中で、本人確認等が大事なので、慎重に進めていきたい、検討していきたいというような答弁があったかと思うんです。

印鑑と本人確認の因果関係はどうかと、こう思いながらも聞いていたんですが、実際のいろんな申請書が出てきたときの本人確認の実態について、ちょっと教えていただきたいと思います。

○市民課長（西田光寛） 市民課では、いろいろ証明とかマイナンバーの申請とか、いろいろ来られるんですけれども、ほとんど押印のほうは頂いておりません。身分証明、免許証とか、それに準ずるもので本人確認ができれば、それで処理を行っております。

○委員（落口久光） それを証明できるものを持ってきていない方がいらっしゃった場合は、どうされていますか。

○市民課長（西田光寛） いろいろ手段がございまして、2種類の保険証とか通帳とか、そういうもので確認をするようにしております。

○委員（落口久光） 最後の質問です。

本人さんが来ているときはいいと思うんですが、委任状のときあると思います。私も委任状で出したことがあるんですが、たしかあの委任状のやつには、本人確認、多分できないよと、本人に確認することがございますという記載はあったかと思うんですが、ほとんどされていないんじゃないかなという気がするんですが、その辺の実態等を

ちょっとお示しいただきたいと思います。

○市民課長（西田光寛） 確かにおっしゃるとおり、委任状の場合はなかなか確認が難しいがありますが、その件につきましては、いろいろな保険証等につきましては、委任状の方につきましては、直接送付を本人に行ったりして、処理を行っている部分がございます。

ただ、証明等につきましては信用するしかございませんので、発行している状況です。

○委員（落口久光） ちょっと所管は違うんですけど、ある自治体のところで、土地の登記簿の名義が変わっていたという話を最近聞いたんですよ。本人さんは申請したつもりはないんだけど、変わっていて、恐らくそれができるんだったら、多分委任状だろうなというところがあったので、今すぐどうこうということではないんですが、将来に向けて、市民の財産をちゃんと守るという観点から、どういうやり方が一番いいのかというのは、ちょっと全体に関わることだと思うんですが、ちょっといろいろ検討していただきたいと思います。

○市民課長（西田光寛） はい。それと、制度としまして、そういうおそれがあられる方は、第三者が取ったときに通知が来るようなシステム、本人通知制度という制度もございますので、その辺の仕組みも今後PRしていきたいと思います。

○委員（犬井美香） マイナンバーカードについて、ちょっとお尋ねします。

申請期限を今年の4月まで延長して、今年の9月末まで還元期間を延長したマイナポイント事業も、申請締切りが終了して、マイナンバーカードの普及と消費の下支えを目的とした事業は、もうほぼ終了したところですが、本市のマイナンバーカードの最新の普及率についてお尋ねします。

○市民課長（西田光寛） 5月末の申請率を御報告いたします。

本市で40.53%、県の平均が40.76%、国のほうが43.94%、交付率のほうまで御説明いたしますが、交付率が、本市が30.14%、県のほうが29.64%、国が31.73%となっている状況です。

○委員（犬井美香） ありがとうございます。いろいろ手を尽くして、こういう優遇制度があったにもかかわらず、なかなかまだ、本市も含めて、

全国的にも普及していない現状が少し見てとれるんですけども、今後更にこの国とか、県とか、市で、普及率を上げるための何らかの政策に取り組む予定があるのかどうかというのをお尋ねします。

○市民課長（西田光寛） 今御案内のとおり、国のほうが主導的になった取組が一応終わったんですけども、この末の期間、本市のほうでも非常に多くの皆さんが申請に来て、まだ処理が追いついていない状況もあるんですけども、今後の取組としまして、国のほうが、先ほども言いましたとおり、デジタル庁を9月1日から発足するというので、いろんな免許証とか、そういういろんな機能をマイナンバーカードのほうに付加しようとして検討されているようでございます。

今後は、国の動向も注視したいと考えておりますが、市として独自にということよりも、できれば国のほうで再度、先ほどありましたマイナポイントの付加価値をつけるような取組を全国一斉的にやっていただいたほうがよろしいんじゃないかというふうに考えているところでございます。

市の独自としまして、本年度導入しますタブレットを使いました申請システムを使いまして、庁外に出向いて受け付けするサービスを今年度テスト的にも取り組みたいというふうに考えておったところなんですけれども、全国の先進地でもあります都城市さんのほうがこういうことをされていたんですが、この受付のところでコロナのクラスターのほうが発生されたようでございまして、この出張申請の取扱いについては、コロナの状況を見ながら、ちょっと慎重に今後また検討していきたいというふうに考えているところです。

○委員長（帯田裕達） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達） 質疑は尽きたと認めます。

以上で、市民課の審査を終わります。

△環境課の審査

○委員長（帯田裕達） 次は、環境課の審査に入ります。

△所管事務調査

○委員長（帯田裕達） それでは、議案があり

ませんので、所管事務調査を行います。

当局に説明を求めます。

○環境課長（奥平幸雄） 生活福祉委員会資料の1ページをお開きください。

昨年9月の台風10号により、甑島地域で発生しました災害廃棄物の処理状況について御報告いたします。

島内6か所に仮置場を設けていましたが、下甑多目的広場と上甑島クリーンセンターの2か所につきましては、今年の3月で島外搬出が終了いたしました。

収集運搬処理として、可燃物、不燃ガラス等、338トン川内クリーンセンターとエコパークかごしまに運搬し、廃家電のエアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機、140台を本市の指定取引業者へ、瓦礫類については、埋立て処分量42.54トンエコパークかごしまへ搬出しております。

金属類、太陽熱温水器、エコキュート等の処理困難物については、川内クリーンセンターで一時的に仮置きし、その後、処理業務委託業者へ引渡しを行ったところであります。

2か所分の総事業費としまして2,809万1,408円ありますが、補助対象外経費を除き2分の1の1,234万5,000円が国庫補助金となります。

今後の予定ですが、旧上甑中学校の仮置場の搬出は、先日終了しております。残りの3か所につきましては、海上輸送で、天候にも左右されると思いますが、9月末をめどに、全仮置場の災害廃棄物の搬出を終了する予定としております。

○委員長（帯田裕達） ただいま当局の説明がありましたが、これを含めて所管事務全般について、これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（井上勝博） 以前からいろいろ問題のあるのが、ごみ出しの自治会員以外の方々のごみ出しについて、自治会の管理しているところに持っていけば断られるということで、いろいろトラブルが起こったりするんですけども、それはずっと言われているんですけど、この解決のためにどうすればいいのかということなんです。

これから増えていくんではないかなというふうに思うんですけども、例えば大都会なんかで自治会に加入していない人たちなんかは結構いらっ

しゃって、そういう人たちのごみ出しもちゃんとやっているわけですが、そういった他の自治体の研究もされて、自治会に加入する加入しないは、任意なんだけでも、ごみというのは自治体が責任を持って処分しなくちゃいけないということになっていますので、そこを自治会の加入、未加入の方々を区別するというのではなくて、どちらもできるといふうにできないものか。例えば、自治会がごみを管理しているところというのは、自治体が委託しているというふうに考えていいんじゃないかなと思うんです。

だから、自治体の委託業務という形で幾らかの補助金を出して、自治会の未加入の方についても受け入れるというふうにするとか、何かそんな工夫はできないんでしょうか。

○環境課長（奥平幸雄） 未加入者につきましては、公設のごみステーションも設けておりますので、そこの案内はしているところなんですけど、今おっしゃるように、各自治会に黙ってというか、置く方もいらっしゃるかと思います。

その場合は自治会長のほうに御相談されて、自治会長の了解を得て出していただければいいかと思いますが、そこらについては、また今後検討していきたいと思います。

○委員（井上勝博） それは、前からそういうトラブルというのはあるわけで、ごみステーションには自治会以外の方の持込みは駄目ですよと書いてあるわけです。

だから、そういう方々は、例えば指定されたところに持っていけばいいというふうにはなっているけれども、遠かったり、高齢のためにそこまで持っていけないとかという方もいらっしゃる。そういう方々のために自治会には受け入れてもらえるような何かそういう考え方、システムとか、補助金を出すなりして、自治会未加入の方々の分も受け入れてもらうようなやり方をするとか、それとか自治会に加入していない都会では、加入していない方もたくさんいらっしゃるわけですから、そういう方々はどうしているのかということも参考にして、研究していただきたい。

○委員長（帯田裕達） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達） 質疑は尽きたと認めます。

以上で、環境課の審査を終わります。

△保険年金課の審査

○委員長（帯田裕達） 次は、保険年金課の審査に入ります。

△所管事務調査

○委員長（帯田裕達） それでは、議案がありませんので、所管事務調査を行います。

当局から報告事項はありませんので、これより所管事務全般について質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（瀬尾和敬） かねてよりいろいろと教えてもらっているんですが、よく分からないので、ここで今日はちょっとまとめたいと思って、今からお伺いしたいことがあります。

それは、甌の方々の国民健康保険税のことなんですけど、ここでもよろしいですか。はい。甌島、いろんな医療機関がないものだから、一律保険税を支払うにしても、何か割高感があると、不公平感があるとおっしゃる方がおられます。

ついては、そういう方々は甌じゃない、本土に渡っているような医療施設を訪ねたりしているんだが、この保険税が一律であるというのは、何かとても不公平な気がするんだけど、何とかならんものかというふうなことを伺っています。どういふうに説明すればいいのかよく分からないので、課長に教えてもらいたいと思って、今発言しています。

○保険年金課長（山元 茂） ただいまの御質問につきましては、賦課の不均一課税のことになりますので、税務課の所管になりますので、そちらのほうから御回答させていただきたいと思います。

○税務課長（佐多誠一） ただいまの瀬尾委員の質問ですが、国民健康保険税の軽減につきましては、地方税法及び国民健康保険条例の規定に基づいて軽減を行っております。

また、減免につきましては、条例第31条の規定によりまして、天災及び公私の扶助を受けるなど、特別な事情による場合において減免を行っているところでございます。

したがって、現行の制度におきましては、関係法令の規定に基づき軽減等を行っており、地

域を限定する軽減措置等につきましては困難であると考えております。

なお、市町村の合併特例の法律、第16条の規定によりましては、住民の税負担の急激な増加を緩和する措置等につきましては、合併後5年度限りとなっておりますので、併せて御説明いたしました。

○委員（瀬尾和敬） これは地方税法で定められておって、特定の地域だけ減免するとか、少なくともとかというのはできないということですよね。

ただ、こういう方のお考えというのは、せめて甑の人たちが人を寄せよう寄せようとするのに、このところが不公平感があって、なかなか集まらないんだと、何かせめてそういうサービスを受けられるような方法というのはないものかと、同じ金額にしても、こういうことをおっしゃるわけです。

今、税務課長が言われたのは、それは分かりましたけど、何かそういう、保険年金課の課長さんのほうとして何かないものかとすがっているわけです。

○保険年金課長（山元 茂） ただいまの住んでいる税のことは、税務課のほうに回答していただきましたけれども、甑島に限定されることなく、その地域、近くに医療機関がない、そこに行くまでの交通費、交通時間がかかる、距離がある、陸路である、水路である、様々な御意見があって、その不平等感というのは持たれることは客観的にと言いますか、人それぞれが持たれる感覚的なものはあると当然思います。

そういう中で、殊、薩摩川内市の場合には甑島という陸路でつながっていない航路部分があります。そういうところで、その不平等感というものがあるのは十分認識はしておるんですけれども、例えば祁答院地区、西方地区におきましても、そちらに居住されている方についても、町なかまで当然病院にかかってこられることもあります。

陸路と水路は違うということですが、そういう意味では、甑島のほうには診療所が常設しております。様々そういう御意見に対して、これまでそういう不平等感をなくす努力というのはしておるんですけれども、甑島だからとか、そういう限定的なサービスという中、同じ被保険者の中の平等性を担保するということからしても、よほ

どの理由がない限りは、なかなかできない部分があると思います。

そういうところで、甑島の方、移送費というものもございまして、要は病院にかかって、診療所で診療できない場合については、移送費が発生すること自体が距離があるということになるんですけれども、そういうところで、療養費のほうで現金給付のほうもいたしております。

そういうものを御活用いただいて、住んでいる地域と病院との距離とかいうところで、それを理由にして税のほうを安くしていくという考えについては、なかなか厳しいところがあるのではないかと考えておりますけれども、そういう不平等について、知恵を持って何らか、税のことはできないかもしれませんが、そういうサービスの面で、何らかそういう手当てを打つてくることで、そういう納得をしていただくようなことは今後も引き続き研究、検討していかなくてはならないと考えております。

○委員（瀬尾和敬） 今ずっと顔を見ていましたら、まとめられなかったのも、また後でまとめさせていただきます。

○委員（井上勝博） 今の瀬尾委員の関連なんですけど、令和3年度については、昨年度と比べて、県が要求する納付額という、ちょっと正式名称は忘れてしまいましたが、納付金でしたか、納付金というのが減っていると思うんです。

それで、全県的、全市的に大分減ってきていて、霧島市の場合は、そのことで国保税を引き下げているわけなんですけど、薩摩川内市の場合に、そういう霧島市と同じような考え方ができなかったのかどうかというのをお尋ねしたいんですけど。

○保険年金課長（山元 茂） すみません。税を下げることは、ちょっと私のほうは回答できないわけですが、令和3年度の負担金が減ったという理由といいますのは、端的に申しますと、国からの調整交付金等を含めた補助が多かったというところで、調整を県がしたと私は聞いております。

○委員（井上勝博） だから、国の負担が増えたということについては、どういう理由か分からないけれども、国保税というのは一般的に負担感が非常に重いというのが今もお話あったわけです。

だから、可能な限り、条件があれば引き下げる

ということが検討されなかったのかなと、霧島市は現実に国保税を安くしているということなんです、検討していなかったんでしょうか。

○保険年金課長（山元 茂） すみません。今のお聞きになった直接の答えにならないかもしれませんが、今年は減りました。でも、去年は上がっています。市町村ごとに、本来税の賦課権というのは、国保税の賦課権というのは、市町村にあります。

ただ、平成30年度から財政主体が県に移りまして、県が必要な納付金を求めます。

ただ、その納付金が幾ら来るかというのは、その年にならないと分からないことがございます。

結果として、霧島市のほうが負担金が減ったから税を上げた、端的な結論、そこは認識しておりますけれども、その負担金が減ることによって、即、税のほうを下げるというところは、なかなか事務的にも厳しいところはあると思います。それが複数年そういう状況が続いたとか、そういう状況があると、勘案するべきところはあると思うんですけれども、たまたま単年度で負担金が落ちたこと、それだけを理由に税の増減が発生するところ、ちょっと違うのではないかなと思っております。

○委員（井上勝博） 要するに、時間的な問題で、県のほうが求めてきた納付金が前年よりも減ったからといって、事務的にはすぐ税率を下げるかということではできないというお話だと思うんですけれども、それは時間的に全く不可能だったと、不可能であるということですか。

○保険年金課長（山元 茂） 単年度ごとに税が上がり下がりするという考え方、一つはあると思うんですけれども、結果として、負担金が下がったことによって税を下げるという方向の協議はいたしておりません。

○委員（井上勝博） 一般質問でもお尋ねした内容で、ちょっと話は変わりますが、コロナ特例減免のことについては、前年度の収入に持続化給付金を加えるか加えないかについては不明であるという答弁だったんですが、いまだに不明なんでしょうか。

○保険年金課長（山元 茂） 賦課算出のことについてですので、その点については税務課のほうから御回答させます。

○税務課長（佐多誠一） ただいまの御質問ですが、現在のところ、まだ確認中でございます。

○委員長（帯田裕達） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達） 質疑は尽きたと認めます。

以上で、保険年金課の審査を終わります。

ここで、南課長の発言を許します。

○障害・社会福祉課長（南 輝雄） 先ほどの犬井委員の件でございました受診料の申請書を送付しているということでしたけれども、申請書については市の窓口、もしくは病院とかに置いてありまして、基本的に多くの方が自分ののを書かれてコピーされて使われているというのが実態のようです。

ただ、目が見えない方とか、支援が要る方につきましては、こちらのほうから当然書ける部分は書いた上で、お送りするようなサービスもしているということでございます。

ですから、全部が全部、こちらから送っているということではないと思います。

もう一つ、重度心身医療に新たになれる方につきましては、最初で申請欄のほうをうちのほうで印字をして、2枚ほどお渡しして、できたらそれをコピーしてお使いいただければというようなお願いをしているところでございます。

実際、この重度心身医療の対象者が千五、六百人ぐらいいらっしゃいます。毎月4,500枚ほどの申請が上がってくるということですので、それを全部ちょっと申請書を書いたものをお送りするとかといったようなことについては、ちょっと現実的には難しいのかなと思っているところです。

○委員（犬井美香） 新規の方は2枚、そうやって印字をして渡してあるということですね。はい、その確認はできました。ありがとうございます。

ここの子育て支援課のほうの管轄になると思うんですけど、子どもの医療費助成事業については、受給資格者証を医療窓口に出せば、身分証と出せば、それで特に何かを書いて渡したりという手間がないんですけれども、この重度心身障害者の医療費の申請書のほうは必ず書いて出さなきゃいけないものなのか、何か決まりがあるんでしょうか。

○障害・社会福祉課長（南 輝雄） すみません。ちょっと子育てのほうの部分を知りませんけ

れども、申請書をもし書いて出さないといけない、うちと同じような仕組みであれば、出すだけということには多分ならないのではないかなと思ってはいるんですけど、ちょっとそこについては、すみません、子育てのほうがちっとどういう対応をしているかがありますので。あとは例えば申請書のほうを病院のほうが持っていらっしやって、病院のほうでも書いていただいているところもあるかもしれません。

本来なら、この申請書は市のほうに持ってきていただくというのが本当なんですけれども、その負担を軽減するために、病院のほうで一応書いてもらったやつをこちらのほうから病院に取りに行くというような仕組みを取っております。

これも作業所さんのほうに委託をして、そういつただけで不便のかからないような仕組みは取っているところです。子育てのほうは、また子育てのところでよろしいでしょうか。

○市民福祉部長（小柳津賢一） すみません。私も細かいところは、お恥ずかしい話で、承知していないので、後ほど子育て支援課のほうで御説明できるところがあれば御説明させます。よろしくお願いいたします。

○委員（阿久根憲造） すみません。落口委員のところでもあったんですけど、いずれにしても、重度心身医療の書類にしても、あともう一つ、ひとり親というよく似た制度を使ったのがございます。印鑑を押すようになっていて、印鑑を忘れたという方は、ちょっとなかなか書類を書いてもらいづらかったりというようなことがあるので、本人確認の印鑑は、やっぱり要るのかなというところがありまして、それ今後も続けるのかどうかだけ、見通しだけお聞かせいただければと思います。

○障害・社会福祉課長（南 輝雄） 印鑑のほうにつきましては、全国的な押印廃止の流れの中で、今後整理したいという具合に思っておりますので、多分廃止できるのではないかなと思っております。

○委員（犬井美香） すみません。この件を出したのが、とにかく障害を持った子どもを連れて病院に行くというのだけでもすごく大変という思いがある中で、そういう書類を忘れてしまったら、そこから受け取って書かなければいけないだったりとか、あとは薬剤師の先生がいるのであれです

が、薬局によっては、その書類を忘れたら500円だったか、お金を請求されるところもあるというのを聞きました。

それは、私は、直接その薬局に行って聞いたわけではないんですけれども、利用者のお母様がそういうふうにおっしゃっていたので、そういう実態把握も含めて、できるだけ簡単に申請が済んで、私も医療機関にいたので、ちょっと分かるんですけど、私たちの医療機関では、きちんと負担がないように書いてからのレセプトで点数請求をという、そういう手続をしていたんですけれども、医療機関でできないことでもないのかなというふうにも考えますし、子ども医療費助成事業のほうは、恐らくそういう形でやっていたらいいんだと思いますので、ぜひその辺りは少し情報共有をしていただきながら、もし法律とか、何か決まりがあるのであればもう仕方がない部分ですけど、それがなければ、ちょっと今後検討していただけたらと思います。

○委員長（帯田裕達） 課長、先ほど犬井委員の中で、最初だけ印字をしてでも配布できないかと、新規の方はそうしているとおっしゃいましたよね。だったら、薬局とか、病院によっては、1枚出せば、それをずっとコピーしてもらって、病院側とか薬局側が出しているところもあるんです。

だから、高齢化は進んでいくわけですので、字を書くということもなかなか難しい人もいらっしゃると思いますので、できれば申請書は名前と住所とか、そこら辺書けるものは、役所でできるものは、そういうふうにしてもらえないか、検討していただきたいというのはありますが、いかがですか。

○障害・社会福祉課長（南 輝雄） 病院のほうサービスで書いていただいているとか、コピーしていただいているとかという部分は、ちょっと回答は控えさせていただきたいと思いますが、例えば全部の分を書かれるか、書かれなにか分からないという部分も一つはあります。そうした中で、必要であれば書いたものをお渡しするというのは可能だと思います。

ただ、これを全部の方に毎月送るというのは、経費的なものもございますので、難しいと思いますので、今新規の方にお渡ししている部分なんかもありますので、あと御要望等があれば、当然障

害者ですので、障害の状況によって、例えば市役所まで取りに來れないよということであれば、当然そこは書いた上でお送りするということも可能ですので、そういった対応はしていきたいと思っております。

○委員長（帶田裕達） ぜひ、高齢化がずっと進んでくると、なかなか字も書くのが面倒になったり、書けない人も出てきますので、やはりそういう障害の方にも優しい、そういう対応をしてもらいたいし、そういう課長であってほしいです。

以上で終わります。

ここで、休憩します。再開は、１３時１５分とします。

~~~~~  
午後０時　９分休憩  
~~~~~  
午後１時１０分開議
~~~~~

**○委員長（帶田裕達）** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

△高齢・介護福祉課の審査

**○委員長（帶田裕達）** 次は、高齢・介護福祉課の審査に入ります。

△所管事務調査

**○委員長（帶田裕達）** それでは、議案がありませんので、所管事務調査を行います。

当局から報告事項はありませんので、これより所管事務全般について質疑に入ります。御質疑願います。

**○委員（福田俊一郎）** すこやか支援アドバイザーの謝金について、質問をいたします。

地域包括ケアシステムの生活支援の部分については、見守りや徘徊など、地域で見守る事業に取り組んでいただいているところですが、研修会、あるいは関係機関との連絡、連携ということで、相当の仕事量をお持ちなわけであります。

自治会によっては、謝金だけでなく、これは気の毒だというようなことで、自治会が単独で手当を出しているところもあるようであります。

このような状況の中で、すこやか支援アドバイザーの後任についても、自治会も大変苦勞をしているところであります。すこやか支援アドバイザー

の謝金につきましては、２年前に２,０００円引き上げて６,０００円に改定しておりますけれども、すこやか支援アドバイザーのこういった実績に鑑み、謝金の引上げの実現に早急に取り組んでいく必要があるかというふうに考えておりますけれども、どのような考え、方針をお持ちでしょうか。

**○高齢・介護福祉課長（中俣賢一郎）** ただいま御質問いただきました。

確かにすこやか支援アドバイザーの方については２年任期ということで、今年の４月からまた新しい方を委嘱しているんですけれども、その中で自治会長さんからも、この報酬ではなかなかお願いできないと、どうかしていただけないかという声も多々伺っているのは事実であります。

先ほど委員のおっしゃったように、令和元年から６,０００円ということをお願いしているんですけれども、見守り活動とか、民生委員さんと協力、あるいは地域の在介とか、包括支援センターに連絡とか等々ありますので、財政当局の問題もあるんですけれども、できる限り値上げができないかということで、来年度予算に向けてちょっと考えて、交渉していきたいとは考えております。

**○委員（犬井美香）** ３月委員会時にまるごと支援愛事業の制度変更についてお知らせがあったところですが、実施主体が社会福祉協議会になった現在の取組の進捗状況をお尋ねします。

**○高齢・介護福祉課長（中俣賢一郎）** ただいま御質問いただきました。

３月の委員会で御説明したように、まるごと支援愛事業も社協委託ということでしてはいるんですが、現在の進捗状況というところなんですけれども、生活支援コーディネーターのほうを社協さんがまず公募をしまして、約３０名集まっているところなんですけれども、やはりまだ慣れないというか、初めての方とかいらっしゃるので、まず研修をしつつ、なおかつ研修だけではなく地域の実態も分からないので、地域に出させていただいて、どのようなニーズがあるかというのを把握するのを並行でやっておりますので、詳しくこのような実績が上がったというところまではいっていないんですけれども、今人員を育てながら、また地域の必要なものを把握するように努めているところでございます。

○委員（犬井美香）初めて社会福祉協議会も本格的に取り組んでいくということもあったり、この生活支援コーディネーターなどの配置ということもあるので、なかなかうまく進み出すには、まだもう少し時間がかかるかなと思います。

あわせて、このコロナもありますので、時間をかけてじっくり、本当に地域のためにきちんと密着したものになっていくような形が一番理想だと思いますので、とにかく時間をかけて人材も養成していただけたらいいかなと思いますので、よろしくお願いします。

○委員長（帯田裕達）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）質疑は尽きたと認めます。

以上で、高齢・介護福祉課の審査を終わります。

---

#### △保護課の審査

○委員長（帯田裕達）次は、保護課の審査に入ります。

---

#### △所管事務調査

○委員長（帯田裕達）それでは、議案がありませんので、所管事務調査を行います。

当局に説明を求めます。

○保護課長（新川皇祐）それでは、生活保護の状況について説明をさせていただきます。

生活福祉委員会資料の4ページをお開きください。

（1）は、3月時点での被保護人員及び保護率の年次推移であります。昨年3月と比較して、県の人員、保護率は若干減少傾向にあります。本市におきまして、平成29年3月まで増加傾向で推移していましたが、平成30年3月以降減少しており、昨年3月と比較すると、人員、保護率とも、県同様、減少傾向で推移しています。

なお、保護率では、県内19市中、13番目です。

次に、（2）は、本市相談件数及び生活保護申請数の推移です。

令和2年度相談件数は212件で、昨年度から45件減少しており、申請件数も34件減少しております。先般の報道によりますと、生活保護申請件数が11年ぶりに増加したとのことですが、

本市においては、相談及び申請件数とも減少しております。

なお、申請件数の合計が合っておりませんが、これは申請日と決裁日が月をまたいだためのものです。

次に、（3）は、3月時点の本市世帯累計別の推移です。

高齢者世帯数が415世帯と最も多く、世帯割合も平成30年3月から5割を超えています。

なお、この傾向は、国、県でも同様であります。

次に、5ページをお開きください。

（4）は、コロナ禍における生活保護の相談、申請等の状況です。

令和2年度は、相談件数21件、申請件数11件、保護開始件数9件、取下げ1件であります。

なお、この表も（2）同様、申請日と決裁日が月をまたいだため、合計が合っておりませんが、コロナ関連の残り1件についても、生活保護が決定しております。

現在のところ、新型コロナウイルス感染症に関する相談、申請件数は少ない状況ですが、新型コロナウイルス感染拡大が長引いていることから、今後保護相談及び申請が増加するのではないかと考えています。

○委員長（帯田裕達）ただいま当局の説明がありましたが、これを含めて所管事務全般について、これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（犬井美香）相談と保護申請の男女比とはお分かりですか。

○保護課長（新川皇祐）申し訳ありません。その男女比については、ちょっと統計を取っておりませんでしたので、今後そこも含めて統計を取っていききたいと思います。

○委員（犬井美香）恐らく男性の相談も多いとは思いますが、このコロナ禍で女性の非正規職員が職を失ったという実態は結構あるようですので、今後、そういう男女比についても、また調べていってもらえるといいのかなと思いますので、よろしくお願いします。

○委員長（帯田裕達）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）質疑は尽きたと認めます。

以上で、保護課の審査を終わります。

---

△子育て支援課の審査

○委員長（帯田裕達）次は、子育て支援課の審査に入ります。

---

△議案第61号 令和3年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（帯田裕達）まず、審査を一時中止しておりました議案第61号を議題といたします。当局に補足説明を求めます。

○子育て支援課長（遠矢一星）それでは、歳出から御説明いたしますので、予算に関する説明書の21ページをお開きください。

まず、3款3項1目児童福祉総務費は、利用児童等の入退出管理やオンラインを活用した会費・研修・相談等に必要なICT機器の導入等に係る経費を補助するもので、ポストコロナに向けたデジタル社会の実現を図るため、これまで保育所等にはメニューがありましたが、令和3年度より地域子育て支援センターや放課後児童クラブ等が新たに対象となったため、同目の予算は1施設50万円の上限で、地域子育て支援センター8か所分の補助金になります。

次に、3目児童館費については、放課後児童クラブ関連になりますが、説明欄の上から、施設整備補助金は樋脇小学校敷地内に設置している児童クラブが利用者の増加に伴い、受入定数を増やすため、既存建物の増改築に係る経費に対し補助を行うもので、次の育成支援体制強化事業補助金は、令和3年度から国の制度に新たに追加されたメニューで、直接的な児童支援業務ではなく、事務や清掃等の運営支援に係る経費に対し補助を行うもので、1施設当たり144万3,000円が上限で、希望のありました29の放課後児童クラブの分になります。

次の環境改善整備推進事業補助金は、先ほど説明しましたICT機器導入等に係る経費に対し補助を行うもので、1か所50万円上限で、希望のあった29の児童クラブの分になります。

次に、歳入について御説明いたしますので、予算に関する説明書の12ページをお開きください。

16款2項2目民生費補助金3節児童福祉費補助金は、先ほど歳出で説明しました事業に係る国

の補助分で、補助率は3分の1になります。

次に、13ページをお開きください。

17款2項2目民生費補助金3節児童福祉費補助金も、先ほどと同様、歳出で説明しました事業に係る県補助分で、補助率は3分の1になります。

○委員長（帯田裕達）ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（福田俊一郎）今、放課後児童クラブについて御説明いただいたところですけれども、このICTで、この29か所、1か所につき50万円ということでしたけれども、このICTというのは放課後児童クラブにどういったものを設置していくということになるのでしょうか。

○子育て支援課長（遠矢一星）例えば、主にパソコン類を設置して、ネット環境を整えて、外部との研修であったり、相談も受け付けられますし、そのパソコンの中に、例えば今日の出席、欠席の確認ができるような、そういうものを入れても構わないというような、それはパソコン関係の機器になります。

○委員（福田俊一郎）パソコンで50万円というのはちょっと高額なんですけれども、それに付随する、いわゆるネットワーク関係という話もあったんですが、具体的にリモートで対応ができるようにするシステムを立ち上げるということなんでしょうか、もう少しちょっとお示してください。

○子育て支援課長（遠矢一星）そういったネット環境も含めて、周辺機器も入りますので、その後については中身にどのようなシステムが入るかというのでも経費変わると思いますので、そこはまた精査をしていきながら確認はしていきます。

○委員（井上勝博）樋脇の放課後児童クラブ、樋脇白ゆり児童クラブというところがありますけれども、今全校生徒の半分ぐらいが放課後児童クラブに通うということになっているようで、あれだけ広い学校にいる子どもたちが放課後になると、非常に狭いところで、もちろん天気のいい日はできるだけ外で遊ばせるということになっているんですが、雨が降ったときなんかは、どうしても狭い空間に子どもたちが密集するというようなことがあって、小さい子どもですので、マスクをしないと言っても、なかなか言うことを聞かないという悩みもあるようなんです。

それで、この間、換気を調べさせてもらったんです。一般質問でも取り上げましたけれども、晴れた日だったので、窓も開けてあったので、特に問題はなかったんですけども、雨が降ってきて、閉めてしまったら、ちょっと心配な面もあるなどというふうに思うんですが、そういった放課後児童クラブが、ほかはちょっと分からないんですけども、そういうちょっと一番危ないような感じのところになっているなど思っているんですけど、その辺のことについてはどのようにお考えなんでしょうか。

**○子育て支援課長（遠矢一星）** 新型コロナウイルス感染拡大防止に関しましては、令和２年度で２回、５０万円上限、今回令和３年度で、またさらに今回は定員希望によって上限が３０万円、４０万円、５０万円という補助事業がありますので、その中で、例えばＣＯ<sub>2</sub>濃度の機器を買われているところであったり、空気清浄機といいますが、除菌装置といいますが、そういうのを買われているところであったり、その放課後児童クラブ自体がこういうものが必要だというものについては、昨年から、また今年にかけても購入できますので、その放課後児童クラブに合ったそういった機器類、感染防止対策をしていただければありがたいと思っています。

**○委員長（帯田裕達）** ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○委員長（帯田裕達）** 質疑は尽きたと認めます。

以上で、議案第６１号令和３年度薩摩川内市一般会計補正予算のうち、本委員会付託分について、質疑は全て終了いたしました。

これより討論、採決を行います。討論はありませんか。

〔「討論あり」と呼ぶ者あり〕

**○委員長（帯田裕達）** ただいま討論の声がありますので、これより討論を行います。

まず、本案に反対の討論はありませんか。

**○委員（井上勝博）** 生活福祉委員会の所管という点ではちょっと微妙なところもあるんですが、今回の補正予算で問題に感じているのがアルゼンチンとベネズエラの事前キャンプのコロナ対策予算です。

国会で、今議論になっておりますけれども、専

門委員会の尾身茂会長も、このパンデミックの中で普通ないという発言もされるように、まだまだ全国的に感染拡大が続く中で、みんなは本当にいろんな行事を中止して、延期して、我慢している中で、またオリンピックをやれば、感染拡大が広がるのではないかという不安から、国民世論の多くは、オリンピックは中止、もしくは延期という声が強いです。

そういう中であって、本市で、このアルゼンチンとベネズエラの代表団、通常ならば喜ばしいことではあるんだけど、しかし、こういう中ですから、私は、中止をすべきなのではないかというふうに感じております。

それから、友好都市の常熟市の卓球チームの応援のためにパブリックビューイングを行うというふうにもなっています。これは全国知事会も、全国全てのパブリックビューイングは中止するよ

うということ政府に申し入れているときでもあります。これも確かに友好都市のわざわざ来られる選手団を応援したいという気持ちは分かるけれども、しかし、このコロナ禍の中で、少しでもリスクをなくしていくということが必要なときですので、やはりこのパブリックビューイングも中止の決断をすべきときじゃないのかということで、今回の補正予算に反対いたします。

**○委員長（帯田裕達）** 次に、本案に賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○委員長（帯田裕達）** 次に、反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○委員長（帯田裕達）** これで討論を終わります。

採決します。採決は起立により行います。

本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに賛成する委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**○委員長（帯田裕達）** 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

---

△議案第６６号 令和３年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（帯田裕達）次に、審査を一時中止してありました議案第66号令和3年度薩摩川内市一般会計補正予算を議題とします。

本案については、先ほど本委員会付託分について、質疑が全て終了しておりますので、これより討論、採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）討論はないと認めます。

これより採決を行います。本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

---

#### △所管事務調査

○委員長（帯田裕達）次に、所管事務調査を行います。

当局に説明を求めます。

○子育て支援課長（遠矢一星）それでは、生活福祉委員会資料の6ページをお開きください。

まずは、本年4月12日に第2回補正予算として専決処分をさせていただいた低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金のひとり親世帯分について、その制度概要を御説明します。

1の目的は、新型コロナウイルスによる影響が長期化する中で、その実情を踏まえた生活支援を行う観点から支給するもので、2の支給対象者は、（1）の本年4月分の児童扶養手当受給者、（2）の公的年金給付等により児童扶養手当を受給していない者で、同手当の所得制限内の者、（3）の児童扶養手当の認定を受けていない者または所得超過で同手当を受給していない者などで、新型コロナウイルスによる影響で家計が急変し、急変後の収入見込み額が児童扶養手当の所得制限内の水準に下がった家計急変者になります。

3の支給額は、児童一人当たり5万円、4の申請の有無は、上記2の支給対象者のうち、（1）は申請不要で、（2）及び（3）に該当する方は所得状況等の確認が必要なため、申請が必要となります。

5の申請が必要な方の申請期限は、来年2月28日までで、6の費用については、事務費を含み、全て国庫負担になります。

また、7の支払い状況としては、6月18日現在、合計で907世帯、児童数としては1,425人分を支給しております。

次に、7ページをお開きください。

同じく特別給付金のひとり親世帯分を除く子育て世帯分になり、第3回補正予算として初日に可決いただいた分になります。

1の目的は、省略します。

2の支給対象者は、養育要件と所得要件があります。

まず、（1）の養育要件として、①、②が本年4月分の児童手当または特別児童扶養手当の受給者です。

次に、③、④は、両手当の5月から来年3月分までの新規認定に係るもので、これは今回の給付金が本年4月から来年2月までに生まれた新生児も対象になっていること等によるものです。

次に、⑤は、現在の高校1年生から高校3年生のみを養育する者になります。

次に、（2）の所得要件として、①が令和3年度分の市民税均等割が非課税の者、②が令和3年度の市民税は課税であるが、令和3年1月以降、今年に入ってからコロナの影響により家計が急変し、年間の収入見込みが市民税非課税の者と同様の水準になると認められる者になります。

この二つの要件を総合すると、障害児の場合は二十歳までですが、基本的には現在の高校3年生までを養育する者で、令和3年度の市民税が非課税の者及び今年に入ってからの家計急変者が支給対象となります。

次に、3の支給額は児童一人当たり5万円で、4の申請の有無については、上記2の養育要件の①から④に該当し、所得要件の①非課税の方は申請不要です。

申請が必要な方としては、養育要件の⑤高校1年生から3年生のみを養育する方で、市民税が非課税の方及び所得要件の②家計急変者に該当する方になります。

5の申請が必要な方の申請期限は、来年2月28日までで、6の費用については、事務費を含め、全て国庫負担になります。

なお、現在の処理状況ですが、申請が不要な4月分の児童手当受給者及び5月分の新規児童手当受給者で非課税の方については、6月21日に支給に係る通知を行い、本給付金の性格が贈与契約であることから、約2週間の受給拒否の届出期間を設けた後、7月上旬を振込予定として処理を進めているところです。

また、同じく申請が不要な特別児童扶養手当の受給者分については、受給者データを鹿児島県が保有しており、同データについては7月に提供されることから、データの提供があり次第、市民税情報を確認し、支給事務を進めていく予定です。

最後に、申請が必要な方への周知としては、ホームページ及び本日発行の広報紙に掲載したところです。

**○委員長（帯田裕達）** ただいま当局の説明がありました、これを含めて所管事務全般について、これより質疑に入ります。御質疑願います。

**○委員（犬井美香）** 子育て支援センターについてなんですけれども、市内に8か所ほど子育て支援センターがあるんですが、ボランティアスタッフなどが足りていない現状がある、そういうお声を聞きました。当局として、何か対応などを考えていらっしゃるのかどうか、お尋ねします。

**○子育て支援課長（遠矢一星）** 子育て支援センターについては、基本的に委託する形で、その中で必要な人員配置をお願いしたいということもありますが、来週に予定しているんですが、年に何回かは、その子育て支援センター同士の職員の方に集まっていただいて、現状の課題であったり、取組状況であったり、そういった子育て支援センター同士の意思疎通も兼ねて、連絡会を開いておりますので、またそういう状況があれば、来週月曜日がその会になっていますので、そういった中でも話を聞いてみたいと思います。

**○委員（犬井美香）** 昨日の総務文教委員会の中でもちょっと話題に出たんですけれども、実は社会教育課が開催している子育てサポーター養成講座というのがあるんですけれども、そこを受講されて、子育てサポーターとして登録している方々が今13名ほどいらっしゃるということでした。

こういった課が全く違って、目的ももしかすると違うかもしれないんですけれども、この子育て

サポーターの方々も中央公民館でやっている子育てサロンなどにお手伝いに入ったりされるということですので、うまくし連携が取れるのであれば、そういうお手伝いを頂いたりということも可能かもしれないので、またその辺りは検討してみてください。

**○子育て支援課長（遠矢一星）** そういったまた情報も、連絡会の中でお渡ししながら、こういった人材を子育て支援センターが求めているのかにもよりますけれども、そういった情報を流しながら連携を取っていききたいと思います。

**○委員長（帯田裕達）** ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○委員長（帯田裕達）** 質疑は尽きたと認めます。

以上で、子育て支援課の審査を終わります。

---

#### △委員会報告書の取扱い

**○委員長（帯田裕達）** 以上で、日程の全てが終わりましたが、委員会報告書の取りまとめについては、委員長に一任いただきたいと思います。ついては、そのように取り扱うことで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○委員長（帯田裕達）** 異議なしと認めます。よって、そのように取り扱います。

---

#### △閉会中の委員派遣の取扱い

**○委員長（帯田裕達）** 次に、閉会中の委員派遣について、お諮りします。

現在のところ、現地視察は予定しておりませんが、今後必要となった場合、その手続を委員長に一任いただきたいと思います。そのように取り扱うことに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○委員長（帯田裕達）** 御異議なしと認めます。よって、そのように決定しました。

---

#### △閉 会

**○委員長（帯田裕達）** 以上で、生活福祉委員会を閉会いたします。

薩摩川内市議会委員会条例第 30 条第 1 項の規定により、ここに署名する。

薩摩川内市議会生活福祉委員会  
委員長 帯田 裕 達